

# 議会基本条例の構成(項目別)

(2009年1月～12月/56条例)

項目分類			条例で規定	
大	中	小	条例数	割合
改革基本項目	市民参加	公聴会・参考人	49	87.5%
		陳情・請願の位置づけ	16	28.6%
		請願者の説明機会	20	35.7%
		住民・NPO等との意見交換の場	42	75.0%
		議会報告会	35	62.5%
	議員討議	議員間討議	51	91.1%
		一問一答	43	76.8%
		反問権	44	78.6%
	情報公開	委員会の原則公開	43	76.8%
		全ての会議の原則公開	30	53.6%
		個別議員の賛否公開	17	30.4%
	議会の権能	政策審議	政策情報提示	48
文書質問			14	25.0%
政策検討組織			21	37.5%
検討事項等の結果及び経過報告			-	-
議会権限		議決責任	6	10.7%
		説明責任	52	92.9%
		議会の招集	-	-
議会の専門性	補佐機構	付属機関	4	7.1%
		調査機関	8	14.3%
		議会事務局機能拡充	50	89.3%
	研修	議会による研修	43	76.8%
		議員による研修	11	19.6%
評価・見直し	議会改革推進組織	6	10.7%	
	基本条例評価・見直し	54	96.4%	

## 議会基本条例の条文構成と条文例

章 名	見出し	条 文 例	参照条例
前 文			
総 則	目 的	この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確にこたえ、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。	会津若松市議会 (第1条)
	定 義	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。 (2) 市 市長を代表者とする基礎的自治体としての伊賀市をいう。	伊賀市議会 (第2条)
	議会の役割	議会は、市民の代表から構成される市の団体意思の決定機関である。 2 議会は、市の議事機関であり、条例の制定、予算の議決及び決算の認定並びに行政活動を監視する権限を有する。	所沢市議会 (第2条)
議会及び議員の活動原則	議会の活動（運営）原則	議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。 (2) 市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。 (3) 把握した市民の多様な意見をもとに政策提言、政策立案等の強化に努めること。 (4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。 (5) 議会運営は、市民の傍聴の意欲が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行うこと。	会津若松市議会 (第2条)
	議員の活動原則	議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。 (2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者、代表者としてふさわしい活動すること。 (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。	会津若松市議会 (第3条)
	議長・副議長志願者の所信表明	議会は、議長・副議長の選出にあたり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層強め、二元代表民主制の議会の責務を強く認識して、町民との協働のまちづくりを進めるため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設ける。	福島町議会 (第18条)
	通年議会	会議は、年間を通じて開会する通年議会とする。 2 通年議会に関する事項については、議長が別に定める。	御船町議会 (第6条)
	会 派	議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成するものとする。 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。 3 会派は、政策決定、政策提言、政策立案等に際して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。 4 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催する。	会津若松市議会 (第4条)
	代表者会議	代表者会議について必要な事項は、流山市議会代表者会議要綱（平成21年流山市議会告示第 号）で定めるものとする。	流山市議会 (第6条)
	全員協議会	全員協議会について必要な事項は、流山市議会全員協議会要綱（平成21年流山市議会告示第 号）で定めるものとする。	流山市議会 (第7条)
	議長の活動原則	議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努め、民主的な議会運営を行わなければならない。	佐賀市議会 (第5条)

章 名	見出し	条 文 例	参照条例
市民と議会の関係	市民と議会との関係	<p>議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。</p> <p>2 議会は、本会議、常任委員会のほか、すべての会議を原則公開とする。</p> <p>3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条の2に規定する学識経験者等による専門的調査の活用並びに同法第109条第5項に規定する公聴会制度及び同条第6項に規定する参考人制度を活用して市民等の意見等を聴き、議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>4 議会は、市民の多様な意見を把握し、反映しうる合議体としての特色を最大限に生かし、市民参加の推進に努めるとともに、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。</p>	会津若松市議会 (第5条)
	市民参加及び市民との協働（連携）	<p>議会は、議会活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。</p> <p>2 議会は、本会議のほか、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会及び全員協議会並びに会派正副会長会議（以下「委員会等」という。）を会期中又は閉会中を問わず、原則公開とする。</p> <p>3 議会は、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、市民の専門的又は政策的知見等を議会の討議に反映させるものとする。</p> <p>4 議会は、請願及び陳情の審議においては、必要に応じて提案者の意見聴取を行う機会を設けることができる。</p> <p>5 議会は、市民との意見交換の場を多様に設けて、自らの政策能力の強化や政策提案の拡大を図るものとする。</p> <p>6 議会は、議案に対する各議員の態度を議会広報等で公表する等、議員に対する市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。</p> <p>7 議会は、市民への情報提供及び市民との協働を積極的に推進する観点から、議会報告会等の開催に努めるものとする。</p>	新発田市議会 (第5条)
	市民の議会への参画	<p>議会は、市民の意思を議会活動に反映することができるよう、市民の議会に参画する機会の確保に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の2の規定による専門的知見の活用並びに同法第109条、第109条の2及び第110条の規定による参考人制度及び公聴会制度の積極的な活用を努めるものとする。</p> <p>3 請願及び陳情については、審査に当たってその提出者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。</p> <p>4 議会は、市民の意見を反映させた政策提案の拡大に資するため、市民の意見を聴取する機会を設けるものとする。</p>	山口市議会 (第7条)
	市民への説明責任	<p>議会は、市民に対し議会の活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。</p>	山口市議会 (第5条)
	議会報告会	<p>議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。</p> <p>2 議会報告会に関することは、別に定める。</p>	伊賀市議会 (第7条)
	市民と議会のつどい	<p>議会は、市民に対し、議会での意思決定に関する説明責任を果たすとともに、市民との意見交換及び政策議論を行うため、市民と議会のつどいを実施するものとする。</p>	大村市議会 (第6条)
	議決責任	<p>議会は、議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し、自治体としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。</p> <p>2 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を有する。</p>	会津若松市議会 (第8条)
	委員会の公開	<p>議会は常任委員会及び特別委員会を原則として公開とする。</p>	山口市議会 (第6条)
	意見提案手続（パブリックコメント）	<p>議会は、基本的な政策等の策定に当たり、意見提案手続（パブリックコメント手続）を行うことができる。</p>	所沢市議会 (第8条)
	モニター制度の活用	<p>市民の意見を聴取し、開かれた議会の実現のためモニター制度を活用することができる。</p> <p>2 モニター制度については別に定める。</p>	伊達市議会 (第8条)
	広報委員会	<p>議会は、議会活動が広く市民の理解を得られるよう広報委員会を設置し、広報活動に努めるものとする。</p>	大村市議会 (第7条)

章 名	見出し	条 文 例	参照条例
議会と市長（執行機関）の関係	議員と市長等執行機関の関係	<p>議会審議における議員と市長等執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。</p> <p>(1) 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。</p> <p>(2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。</p> <p>(3) 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。</p> <p>(4) 議会は、議員が行う市長等への口頭による要請に対して、両者の関係の透明性を図るため、日時、要請内容、対応及び経過等を記録した文書を作成するよう市長等に求めるものとする。</p>	伊賀市議会 (第8条)
	議会審議における論点情報の形成 政策等の形成過程の説明請求	<p>議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>(1) 政策の発生源 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討 (4) 市民参加の実施の有無とその内容 (5) 総合計画との整合性 (6) 財源措置 (7) 将来にわたるコスト計算</p>	伊賀市議会 (第9条)
	予算及び決算の審議における政策説明	議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。	伊賀市議会 (第10条)
	予算・決算における政策説明資料の作成	町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとする。	栗山町議会 (第7条)
	監視及び評価	<p>議会は、市長等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。</p> <p>2 議会は、本会議における審議、議決等を通じて、市民に対して市長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。</p>	会津若松市議会 (第10条)
	政策立案及び政策提言	議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、もって条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対し、政策提言を行う。	会津若松市議会 (第11条)
	法律第96条第2項の議決事件	<p>法第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考慮のうえ、次のとおり定めるものとする。</p> <p>(1) 法第2条第4項の規定に基づく基本構想及び総合計画 (2) 栗山町都市計画マスタープラン (3) 栗山町住宅マスタープラン (4) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (5) 次世代育成支援行動計画</p>	栗山町議会 (第8条)
	市政に係る重要な計画の議決等	<p>地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、同法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計画の策定、変更等とする。</p> <p>2 議会は市長等が各行政分野における基本的な計画の策定、変更等をするために計画の概要を公表し、広く市民等から意見等を募集するときは、あらかじめ、市長等に当該計画の策定、変更等を行う理由及び概要の説明を求めるものとする。</p>	佐賀市議会 (第12条)

章 名	見出し	条 文 例	参照条例
<p style="text-align: center;"><b>議員間の自由討議</b> 自由討議の保障（尊重・拡大）</p>	<p style="text-align: center;">議員間討議による合意形成</p>	<p>議会は、言論の府であることを十分に認識し、議長は、市長等に対する会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。 2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長提出議案並びに市民提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">伊賀市議会 （第11条）</p>
		<p>議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営されなければならない。 2 議会は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">会津若松市議会 （第12条）</p>
		<p>議会は議員による討議広場であることを十分に認識し、議長は町長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心に運営しなければならない。 2 議会は本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。 3 議員は前2項による議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">栗山町議会 （第9条）</p>
	<p style="text-align: center;">政策討論会</p>	<p>議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">会津若松市議会 （第13条）</p>
<p style="text-align: center;">市政研究会</p>	<p>議会は、市政に関する重要な政策及び課題等について、議員の共通認識を深め、もって議会の資質向上を図るため、市政研究会を設置する。</p>	<p style="text-align: center;">大村市議会 （第11条）</p>	
<p style="text-align: center;"><b>議会運営</b> 委員会の活動・運営</p>	<p style="text-align: center;">議会運営</p>	<p>議会は、議員相互間の議論を尊重し、公正、公平かつ効率的な議会運営に努めなければならない。 2 議会は、議長、副議長等を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">松本市議会 （第11条）</p>
	<p style="text-align: center;">常任委員会の活動・運営</p>	<p>常任委員会は、議会における政策立案及び政策提案を積極的に行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">会津若松市議会 （第14条）</p>
		<p>委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開しながら市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。 2 委員長は委員会の秩序保持に努め、委員長報告を自ら作成するとともに、質疑に対する答弁も責任をもって行わなければならない。 3 委員会は市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するため、出前講座を積極的に行うよう努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">伊賀市議会 （第13条）</p>
	<p>委員会の委員長及び副委員長は、市民の要請に応えるため、所管委員会に係る市政の課題に対し、常に問題意識を持って委員会を運営するよう努めなければならない。 2 議会は、正副委員長連絡協議会を設置することができる。</p>	<p style="text-align: center;">所沢市議会 （第14条）</p>	
<p style="text-align: center;">議会運営委員会</p>	<p>議会運営についての協議は、主として議会運営委員会において行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">所沢市議会 （第15条）</p>	
<p style="text-align: center;"><b>政務調査費</b></p>	<p style="text-align: center;">政務調査費の執行及び公開</p>	<p>議員は、政策立案又は提案を行うため、並びに調査及び研究に資するために交付される政務調査費の執行に当たっては、伊賀市議会政務調査費の交付に関する条例（平成16年伊賀市条例第5号）を遵守しなければならない。 2 政務調査費に関する書類の保管期限は、その支給を受けた日の属する年度から起算して5年間とし、議員はいつでも市民に閲覧可能な状態で保管しなければならない。 3 議員は、市民から書面により、前項に規定する書類の閲覧請求があった場合は、速やかに閲覧させるものとする。ただし、伊賀市情報公開条例（平成16年伊賀市条例第15号）第7条第2号に規定する個人情報を除く。</p>	<p style="text-align: center;">伊賀市議会 （第11条）</p>

章 名	見出し	条 文 例	参照条例
<p>議会及び議会事務局の体制整備</p> <p>議会の権能強化</p>	議会による研修	<p>議会は、政策提言及び政策立案能力の向上を図るため、研修を実施する。</p> <p>2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するものとする。</p>	会津若松市議会 (第15条)
	議員による研修及び調査研究	議員は、政策提言及び政策立案能力の向上のため、研修及び調査研究に努めるものとする。	会津若松市議会 (第16条)
	議会事務局の体制整備	議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。	会津若松市議会 (第18条)
		議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努める。	伊賀市議会 (第16条)
	適正な議会費の確立 (予算の確保)	議会は、適正な議会の活動費を確立するため、自ら議会費の予算要望書を作成し、市長に提出することができる。	流山市議会 (第12条)
	議会図書室の充実	議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。	会津若松市議会 (第17条)
	議会広報の充実	<p>議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。</p> <p>3 議会は、伊賀市ケーブルテレビ行政情報番組を通じ、議会の活動を市民に周知するよう努めるものとする。</p>	伊賀市議会 (第18条)
	専門的事項に関する調査	議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査に当たり、学識経験を有する者等を積極的に活用するものとする。	佐賀市議会 (第16条)
	附属機関の設置	議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。	会津若松市議会 (第7条)
	議員政策研究会及び議会活性化推進会議	<p>議会の政策形成機能を充実させるため、別に定めるところにより、議会に議員政策研究会を置く。</p> <p>2 議会の改革に継続的に取り組むとともに、この条例の趣旨に基づく議会運営等を確保するため、別に定めるところにより、議会に議会活性化推進会議を置く。</p> <p>3 議会は、議員政策研究会及び議会活性化推進会議の充実強化を図るものとする。</p>	大分市議会 (第16条)
交流及び連携の推進	議会は、他の自治体の議会と政策及び議会運営等について意見交換するため、積極的に交流及び連携を図るものとする。	松本市議会 (第16条)	

章 名	見出し	条 文 例	参照条例
議員の政治倫理、身分及び待遇	議員の政治倫理	議員は、伊賀市議会議員政治倫理条例（平成17年伊賀市条例第93号）を規範とし、遵守しなければならない。	伊賀市議会 （第19条）
	議員定数	議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。 2 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討し、決定するものとする。 3 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第7項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。	伊賀市議会 （第20条）
	議員報酬	議員報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、市民の客観的な意見を参考に決定するものとする。 2 議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由の説明を付して、法第109条第7項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。	伊賀市議会 （第21条）
最高規範性及び見直し手続き 条例の検証及び見直し手続き 補 則	最高規範性	この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。	伊賀市議会 （第22条）
	議会及び議員の責務	議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。	栗山町議会 （第25条）
	見直し手続き	議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。 2 議会は、前項による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。 3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。	伊賀市議会 （第23条）
	継続的な検討	この条例の施行後、議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 2 議会は、この条例を改正するに当たっては、議員全員が賛同する場合であっても、本会議において改正の理由を説明しなければならない。	会津若松市議会 （第22条）
	他の条例との関係	この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例との整合を図るものとする。	松本市議会 （第21条）
	議会改革の推進	議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会運営等改革検討会を設置する。	佐賀市議会 （第15条）
	議会の活性化への取組み	議会は、地方分権時代における議会の在り方を常に議論しながら、議会の活性化が図られるよう努めなければならない。	奥州市議会 （第14条）